

## 『現代社会研究』 投稿規定

### 第1条 年報の発行と投稿規定の設定

第1項 東洋大学現代社会総合研究所(以下、「本研究所」という。)は、東洋大学学術研究推進センター及び研究所規程の第1条(目的)に基づき、社会科学分野における独創性のある研究・調査等の研究成果を公表するという目的を達成するため、年報を発行する。

第2項 前項の年報を『現代社会研究』(以下、「本誌」という。)と称する。

第3項 本研究所は、第1項の目的を達成するため、『現代社会研究』投稿規定(以下、「投稿規定」という。)を定める。

### 第2条 編集委員会の業務

第1項 本研究所の編集委員会(以下、「編集委員会」という。)は、投稿規定に基づいて本誌の原稿募集及び編集並びに発行事務を管轄する。

第2項 編集委員会は、投稿原稿の審査(査読)に係る内規(以下、「審査(査読)内規」という。)及び関連内規を定めることができる。

### 第3条 本誌の発行回数

第1項 本誌は原則として年1回発行する。

第2項 前項の規定にかかわらず、年間の発行回数を変更することができる。

### 第4条 投稿資格

第1項 本誌への投稿資格を有するものは次の各号に該当しなければならない。但し、投稿希望者が多数の場合は、審査(査読)内規及び関連内規に基づき、第1号に掲げた者から順に優先される。

第1号 本研究所の研究員

第2号 本研究所の客員研究員

第3号 本研究所の奨励研究員

第4号 本研究所の院生研究員

第2項 前項第1号から第4号に該当する者は、前項に定めるもの以外の者と共同執筆した場合、この投稿規定に従うことを条件として、投稿資格を認められものとする。当該共同執筆の場合、前項第1号乃至第4号に該当するものの中から一名を連名中の第一位に置くものとし、かつ、当該者が連絡責任者になる

ものとする。但し、前項第2号乃至第4号に該当するものが連名中の第一位に置かれた場合は、「審査(査読)内規」の適用を受けるものとする。

第3項 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、編集委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

第4項 本誌への投稿を希望する者は、東洋大学倫理規定を想起し、原稿提出時まで、CITI(Collaborative Institutional Training Initiative)JAPANのe-learningを受講し、修了していなければならない。当該受講および修了に関しては、東洋大学の方針に準拠するものとする。

第5項 前項以外の研究倫理に係る事項に関しては、東洋大学および本研究所の方針ならびに決定に従うものとする。

### 第5条 掲載資格

第1項 投稿原稿を本誌に掲載することを希望するものは、東洋大学学術情報リポジトリ規程に基づき、本誌掲載文章等を東洋大学学術情報リポジトリ(以下、「リポジトリ」という。)に登録し且つ公開することに同意するものとする。

第2項 平成25年3月31日以前に本誌に掲載された文章等及び前条第3項に基づいて認められた文章等に関しては、編集委員会で別途にリポジトリへの登録及び公開について確認するものとする。

### 第6条 原稿区分及び書式

第1項 投稿者は、投稿原稿の種類を次ぎに示す区分に従って指定しなければならない。但し、編集委員会は、指定された当該区分を変更することができる。

第1号 研究論文

第2号 研究ノート

第3号 その他

第2項 投稿者は、投稿原稿をデータ及び印刷物の両方の形式で編集委員会に提出しなければならない。但し、投稿者は当該投稿原稿の複製をデータ及び印刷物の形式で保持しなければならない。

第3項 投稿原稿は次に示す書式等に従うものとする。

第1号 投稿原稿で使用される言語は日本語とする。但し、編集委員会が特に認めた場合は、投稿規定の他の規定の準用を条件として、日本語以外の言語を使用することができる。

第2号 投稿原稿は横書きとし、表記には現代仮名づかい及び常用漢字を用いるものとする。但し、当該専門分野において通常用いられている表記等の使用を妨げるものではない。

第3号 投稿原稿の字数については、別途、「投稿要領」によるものとする。

第4号 投稿原稿は次の内容を含まれなければならない。

- ア、題名
- イ、執筆者氏名
- ウ、所属（職名を含む）
- エ、要旨（400字程度）及びキーワード（5ワード）
- オ、本文
- カ、注記及び引用文献
- キ、外国語サマリー  
（題名、執筆者氏名、所属、要旨）
- ク、外国語キーワード  
（本号エと同義のものを5ワード）
- ケ、原稿作成ソフト名
- コ、連絡用のEメール・アドレス

第5号 本文及び注記等に挿入する図・表・写真等は、そのまま原紙として使用できる状態で提出されなければならない。

第6号 使用文献の表記は、原則として次のとおりとする。

- ア、雑誌の場合 執筆者、表題、雑誌名、巻、号数、発行年月日、所在ページの順
- イ、単行本の場合 著者名、書名、発行所、発行年、所在ページの順

#### 第7条 投稿原稿の審査

第1項 編集委員会は、審査（査読）内規に従った審査結果に基づいて投稿原稿の区分及び掲載の可否を決定する。

第2項 投稿原稿の審査（査読）は、投稿規定第2条第2項に基づき審査（査読）内規に

よるものとする。

#### 第8条 その他

第1項 編集委員長は、本誌に係る事項に関して、編集委員会等に諮ることができない場合は、東洋大学現代社会総合研究所長（以下、「所長」という。）の承認を得ることを条件として、暫定的に当該事項を決定し、執行できるものとする。

第2項 編集委員長は、前項の場合、可及的速やかに編集委員会等で当該内容を報告し、承認を得なければならない。但し、編集委員長は所長と相談の上、当該報告と承認の形式を適宜決めることができる。

第3項 編集委員会は、本誌掲載文書等一本毎にその抜刷を作成し、当該執筆者又は共同執筆の場合は連絡責任執筆者に配布することができる。当該抜刷の部数は、編集委員会によって適宜決定され、執筆者又は連絡責任執筆者に通知される。

附則 この規程は平成25年4月1日に遡って施行される。

制定・施行	平成15年5月20日
改正	平成16年6月15日
改正	平成21年6月25日
改正	平成24年12月14日
改正	平成25年6月17日
改正	平成26年6月17日
改正	平成27年6月1日
改正	平成28年4月16日
改正	平成29年5月29日
改正	平成30年5月25日

現代社会総合研究所 編集委員会

#### 『投稿要領』抜粋（平成30年5月25日）

##### 2. 執筆要領

投稿原稿は二段組で印刷するので、1頁における一段の文字数は924字（22字×42行）とする（二段で1848字）。カメラレディ原稿（ハードコピー）およびデータの両方で作成・提出する。頁数制限を厳守ください。研究員・客員研究員は、上限9頁（本文、注記・引用文献、図表を含む）。奨励研究員・院生研究員は、上限7頁（本文、注記・引用文献、図表を含む）。原稿提出時に、「CITY JAPANのe-learning修了証のコピー」（これまで、修了証のコピーを提出された方を除きます）と「投稿チェックリスト」をあわせてご提出ください。